

訪問教育

本校における訪問教育（教員を派遣して行う教育）は、平成9年12月3日教育長決定の「京都市立養護学校訪問教育実施要綱」ならびに平成16年4月の「総合養護学校経営の手引き（基本編）」に基づき、東総合養護学校に在籍する児童生徒のうち、障害のため東総合養護学校へ通学して教育を受けることが困難であり、保護者の希望がある児童生徒に対して実施しています。

1. 訪問教育の実施

（1）訪問回数について

- ・対象児童生徒数4名それぞれにつき週3回（標準回数）の実施を基本とする
午前の訪問時間帯 9：30～11：30（45分×2単位，準備・休憩等30分）
午後の訪問時間帯 13：30～15：30（45分×2単位，準備・休憩等30分）
を基本とする
- ・ただし、訪問回数と時間帯については、児童生徒の体調、家庭の事情を鑑みて柔軟に設定する。

（2）訪問担当について

- ・訪問指導は、基本的に訪問担任（各学部授業企専任）2名であたる。
- ・訪問担任は、それぞれ対象児童生徒3名と1名の担任とし、「個別の包括支援プラン」の作成，ならびに「実行プログラム」の立案と実践にあたる。
- ・「個別の包括支援プラン」に基づき、支援部自立活動担当教員等が訪問することもある。
- ・中学部，高等部において教科指導を実施する場合は、学部所属教員より訪問派遣することもある。

（3）スクーリングについて

- ・「個別の包括支援プラン」に基づいて、スクーリングを計画，実施することがある。
- ・スクーリングにおいては、当該学部・学年の学習活動に参加し，基本的に担任が指導にあたる。
- ・スクーリングには，基本的に保護者の送迎により参加する。